

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 茨城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び結城市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和 7 年度結城市地方就職学生支援事業地方就職支援金交付要項第 8 条の規定に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 在学中に交通費を申請した場合で、地方就職支援金の申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 在学中に交通費を申請した場合で、地方就職支援金の申請日から 1 年以内に結城市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に結城市に住民票がある場合を除く。：全額
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から 1 年以内に辞した場合。ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。：全額
 - (5) 転入日から 3 年未満に結城市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日いずれか遅い日から 3 年未満で結城市から転出した場合：全額
 - (6) 結城市への転入日から 3 年以上 5 年以内に結城市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日いずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に結城市から転出した場合：半額